

ぬくもりの会個人情報保護内規

平成25年7月4日

ぬくもりの会再生検討委員会改定

1. 内規の目的

平成17年4月の個人情報保護法の全面施行及び牛久市個人情報保護条例の施行を背景として、多くの組織又は個人において「個人情報保護」への関心が高まっている。「ぬくもりの会」においても、内規及び取扱マニュアルを定め、個人情報の適正かつ十分な保護に努めていくものとする。

2. 指定ファイル等及びその管理

指定ファイル等は、次のファイル（デジタルデータ）及びつづり（アナログデータ）とし、それぞれ適正な管理を行う。

(1) 会員名簿ファイル

正文として正副2つのファイルを作成し、原則として正を代表が、副を副代表(1名)が、それぞれ管理する。ただし、代表及び副代表がデジタルデータを管理できない事情がある場合には、代表が指名する委員(1名)が管理するものとする。

(2) 入会申込書累積つづり

所定の市販ファイルにつづり、代表が管理する。

3. その他の個人情報等

その他の個人情報等は、代表又は副代表(又は代表が指名する担当委員)が管理する会員名簿ファイルからプリントアウトし、担当の委員等に手交するなど、それぞれ適正な管理を行う。

(1) 委員活動用会員リスト（会費納入及び受付名簿等）

会員氏名に限定してプリントアウトし、利用・保管する。

この他、団体利用会場登録名簿、社協の地域活動助成金申請名簿等があるが、氏名・番地を除く住所・電話番号とし、最小限の個人情報開示とする。

(2) 会員宛名タックシール

宛名をプリントアウトし、郵便等の発送に利用する。

(3) 委員連絡簿

委員の電話・FAX番号は委員のみが保管する。

4. 留意事項

(1) 内規に定めのないファイル又はつづりは作成しないものとするほか、指定ファイル等及びその他の個人情報等は複製しないものとする。

(2) 指定ファイル等及びその他の個人情報等の廃棄は、管理者及び保管者が適正に行うものとする。

(3) そのほか、総会資料及び会報（ぬくもり通信）等の作成に当たっては、委員等本人が公開を承諾しているものの他は、役職名、イニシャル等を用いるなど、個人情報の保護に努めるものとする。

5. その他

(1) 委員相互が使用する E-mail（携帯メールを含む）

当分の間、特別の定めを行わないこととする（取扱マニュアル参照）。

(2) 内規の改廃

本内規の改廃は、代表が必要と認めるとき、委員会の同意を得て行う。

(3) 取扱マニュアル

指定ファイル等及び個人情報等の適正な管理を行うため、代表は同委員会の同意を得て細部事項に関する取扱マニュアルを定めることができる。

ぬくもりの会個人情報保護取扱マニュアル

平成25年7月4日

ぬくもりの会再生検討委員会改定

1. 会員名簿ファイルの取り扱い

(1) 正文(正副)ファイルは、それぞれ専用のフロッピーディスク又はUSBフラッシュメモリーに保存する(ハードディスクには保存しないこと)。

(2) ファイルの収録項目は、次のとおりとする。

- 1) 会員氏名
- 2) 会員氏名(ふりがな)
- 3) 電話番号
- 4) 郵便番号
- 5) 住所
- 6) 入会年月日

2. その他の個人情報等の管理

会費納入名簿等委員活動用会員リスト、会員宛名シール及び役員連絡簿については、委員それぞれが専用のファイル又は保管箱等に保管することが望ましい。なお、委員がその職を辞した際には、それら委員活動用会員リスト等は代表に返却するものとする。

3. E-mail 使用上の留意事項

指定ファイル等及びその他の個人情報等の本文をコピーし又は添付ファイルとする利用は内規で禁じる複製に当たるので、格別の留意が必要である。